

3 還付

【改正の概要】

平成 29 年度の税制改正により、仮決算の中間申告による所得税額の還付制度が導入され、災害^(注1)のあった日から同日以後 6 月を経過する日までの間に終了する中間期間（事業年度開始の日以後 6 月の期間を一事業年度とみなした期間をいう。以下同じ。）において生じた災害損失金額^(注2)がある場合には、仮決算の中間申告において、その中間期間において課される所得税額（復興特別所得税額を含む。）でその中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額（災害損失金額を限度とする。）を還付することとされた（法 72④、78①、復興財源確保法 33②）。

また、中間期間に生じた災害損失金額がある場合には、前期基準額（前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに 6 を乗じて計算した金額をいう。）が 10 万円以下であるときにおいても、仮決算の中間申告書を提出することができることとされた（法 72①④）。

(注1) 災害とは、震災、風水害及び火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいう（法 72④、法令 150 の 2 ②）。

(注2) 災害損失金額とは、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について生じた、滅失等による損失の額、原状回復等のための費用に係る損失の額及び被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額（保険金、損害賠償金等により補填されるものを除く。）の合計額をいう（法 72④、令 150 の 2 ④）。